

令和6年

桑折町農業委員会会議録

第3回総会

令和6年3月19日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年3月19日 午後2時34分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

農地利用最適化推進委員

伊達崎地区担当 亀岡 範彦

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 旧農業経営基盤許可促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 桑折農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係長 吉田 安孝

主任主査 後藤 尚子
主査 小野地 俊介
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会長

ただいまから令和6年第3回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

1番 佐藤 孝 委員
2番 高橋 貢 委員 を指名いたします。

会長

それでは、総会日程第2、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を議題といたします。
それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第1号、農地法第5条届出 整理番号1、2を朗読後、説明】
市街化区域内の農地について、2件の届出がありました。
整理番号1ですが、宅地分譲用地とするための転用です。今後8区画の宅地とする計画です。
整理番号2ですが、宅地用地とするための転用です。今後3区画の宅地とする予定です。

2件とも、内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会長

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

つづきまして、総会日程第3、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農地法第3条許可申請 整理番号3から5を朗読後、説明】

整理番号3について、申請地は、譲渡人がこれまで所有していた農地で、現在はモモなどを栽培しております。

譲受人である佐藤建材工業株式会社は桑折町に隣接した伊達市伏黒に本社があり、主として砂利の製造販売を行っております。この度、農業分野に進出するというので、農業参入法人として解除条件付きの農地賃貸借申請が出されました。

本申請については、会社の代表取締役所有の農地を借り受け、主として農業に従事する従業員が、モモ、ブドウ、芋類を栽培し、JA等へ出荷するという内容になっております。栽培計画等に無理はなく、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

整理番号4、5について、申請地は、譲渡人所有の農地であり、現在、モモ、リンゴを栽培しております。譲渡人は、2年ほど前に相続により農地を所有することとなりました。

今回の申請は、譲渡人が管理しきれない農地について、譲受人である伊達市内の農地所有適格法人と解除条件付き賃貸借契約を結びたいというものです。

譲受人は、伊達市内で、主として営農型太陽光発電の事業を行っており、それに加えてモモの栽培を行っております。

本申請については、譲受後も引き続きモモ及びリンゴの栽培を行うとのことでありますので、別紙のとおり3条許可要件をみたしていますので、許可すること

に問題はないと考えます。

ここで、一時休審します。

資料の修正をお願いします。

資料13ページ、16ページ、第3条調査書の譲受人の名前が一字間違っております。正しくは7ページに書いてあるとおり武田康家となりますので、訂正をしてください。申し訳ございませんでした。

会 長

再開します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第4、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、農地法第5条許可申請 整理番号6を朗読後、説明】

譲受人は、県発注の佐久間川改修工事を請け負っており、当該農地の隣接地が工事個所となっております。今回、工事に伴い発生する土砂のストック場として農地を使用したいということで一時転用の申請が提出されました。

この農地は市街化調整区域の第一種農地であり、一部自家野菜を栽培しておりますが、転用計画が出されている場所には作付けはされておられません。

作業効率の点から、工事個所の隣接地である当該農地は、土砂のストックには

最も適した場所であると思われます。

また、まず表土をはいで土砂ストックの周りで保管し、工事終了後は表土の現状復旧後に返却するとのことですので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えられます。

以上のことから、今回、河川改修工事のために農地を一時転用することはやむを得ないと考えます。

なお、伊達崎地区担当の亀岡推進委員より、転用はやむを得ないとする現地報告書が提出されております。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明に関連して、伊達崎地区担当の 亀岡範彦 推進委員、補足説明があればお願いします。

亀岡委員 ありません。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第5、議案第8号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議事参与の制限の関係で整理番号7から71、83から123について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第8号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号7から13（所有権）、整理番号13から71、83から123（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号7から13については、所有権移転となります。全て譲受人が所有する農地の隣接地や近隣地であったり、現在借り受けしている農地であったりと、農地の集約化を図られる内容となっております。なお、売買の内容につきましては、先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意しております。

整理番号14については、農地中間管理事業を利用した一括方式での利用権設定であり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

整理番号15から71、83から123については利用権の設定ではありますが、15から85が新規設定、86から123が再設定となります。

以上の所有権移転及び利用権設定については、全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号7から71、83から123について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号7から71、83から123について、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、整理番号72から76については、5番 大泉 忠志 委員 が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号72から76の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(5番 大泉 忠志 委員 退席)

会 長

整理番号72から76について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第8号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号72から76（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

5件全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

事務局

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号72から76について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号72から76について原案のとおり決定いたしました。

(5番 大泉 忠志 委員 入室し着席)

会 長 つぎに、整理番号77から82については、4番 佐藤 親 委員が代表を務める農業法人が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号77から82の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号77から82について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第8号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号77から82（利用権）を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

6件全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号77から82について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号77から82は原案のとおり決定いたしました。

(4番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長 整理番号124については、9番 浅野 国英 委員 が設定人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号124の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(9番 浅野 国英 委員 退席)

会 長 整理番号124について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第8号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号124（利用権）を朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号124について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号124について原案のとおり決定いたしました。

(9番 浅野 国英 委員 入室し着席)

会 長 つづきまして、総会日程第6、議案第9号「桑折町農業振興地域整備計画の変

更に伴う意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第9号 農振除外 整理番号125、126を朗読後、説明】

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、桑折町長より農用地区域の一部変更に対する意見設定を求められた案件です。

整理番号125については、墓地に隣接しており、集落の外縁部にある農地となります。農振農用地からの除外後、墓地の駐車場として農地転用の申請を行う予定とのことです。

整理番号126については宅地に接しており、集落内の農地となります。農振農用地からの除外後、宅地として農地転用の申請を行う予定とのことです。

現地調査の結果、2件とも周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、転用許可基準（集落接続事業）についても基準を満たすものと考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第9号について、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第9号は、事務局案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、第3回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和6年第3回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時02分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月19日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人